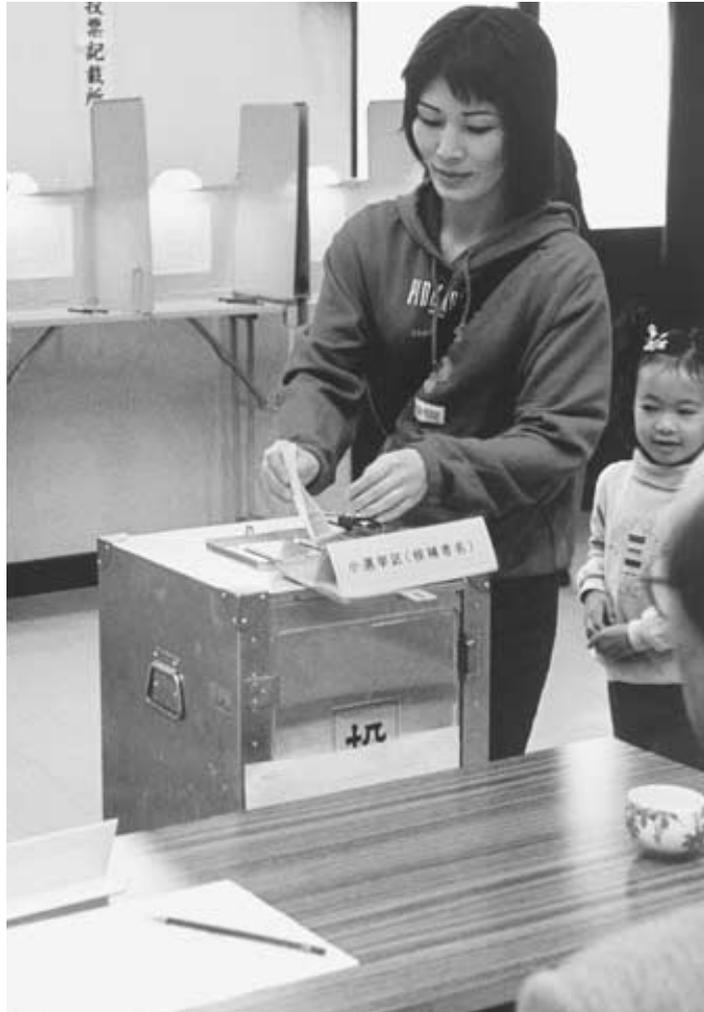


2月15日に市長選挙・市議会議員補欠選挙

期日前投票は9日から市役所で



今後の市政の方向を決める重要な選挙です。必ず投票しましょう
(写真は昨年の衆議院議員選挙)

二月十五日 は、任期満了に伴う「市長選挙」と市議会議員の欠員による「補欠選挙」の投票日です。午前七時から市内七十二カ所で投票が行われ、その日に開票します。今後の市政の方向を決める重要な選挙です。大切な「あなたの一票」を無駄にしないで、必ず投票しましょう。

問い合わせは選挙管理委員会事務局 890 6742へ。

選挙の日程

告示日 2月8日 投票日 2月15日

投票時間・投票所

時間 午前7時～午後8時 投票所 市内七十二カ所(入場券に施設名が記載されていますので確かめてください)

新規登録者の縦覧

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録された人の名簿の縦覧を次のとおり行います。

登録日・基準日 2月7日 日時 2月8日 午前8時30分～午後5時 場所 市役所選挙管理委員会事務局

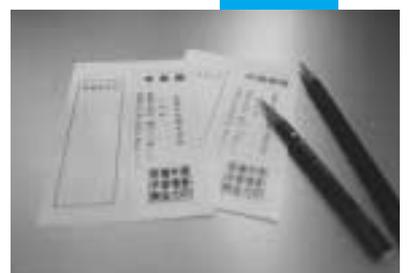
投票できる人

昭和59年2月16日以前に生まれた人で、平成15年11月7日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人。

投票の順序

市長選挙と市議会議員補欠選挙がありますので、二回投票することになります。投票所では、次の順序で投票します。

初めに市長選挙の投票用紙



市長選と市議会議員補欠の投票用紙

(薄黄色の用紙に黒色のインクで印刷)を渡します。候補者の氏名を記載して投票箱へ入れてください。続いて市議会議員補欠選挙の投票用紙(白色の用紙に赤色のインクで印刷)を渡します。候補者の氏名を記載して投票箱へ入れてください。

転居した人の投票

市内で住所を移した人 一月二十三日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票してください。

市外へ転出した人

投票日まで他の市町村へ転出した人は、投票できません。

代理投票

体が不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代わりに記載し、投票します。投票の秘密は厳守します。

点字投票

目の不自由な人は、点字で投票できます。点字の投票用紙を渡しますので、投票所の係員に話してください。点字器も用意しています。